

平成 28 年度非食用農作物専用農薬安全性評価検討会（第 3 回）

議事要旨

1. 開催日時及び場所

日 時：平成 28 年 11 月 9 日（水）13：30～14：45

場 所：環境省 第 2 会議室

2. 出席委員（敬称略）

平塚 明（座長）	浅野 哲
石井 邦雄	上路 雅子
太田 敏博	長尾 哲二
平林 容子	鰐淵 英機

3. 議事

- （ 1 ）トリチコナゾールの安全性評価について
- （ 2 ）食品安全委員会で食品健康影響評価が行われた非食用農作物専用農薬（グリホサートイソプロピルアミン塩）の取扱いについて
- （ 3 ）その他

4. 議事の概要

（ 1 ）トリチコナゾールの安全性評価について

トリチコナゾールの安全性評価について、農薬登録申請者より提出された各種試験成績等に基づき、委員による検討が行われた。評価資料を一部修正の上、トリチコナゾールの非食用農薬 ADI（案）を 0.05 mg/kg 体重/日とすることとされた。

（ 2 ）食品安全委員会で食品健康影響評価が行われた非食用農作物専用農薬（グリホサートイソプロピルアミン塩）の取扱いについて

グリホサートイソプロピルアミン塩について、「非食用農作物専用農薬に係る水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定方針（平成 24 年 10 月 30 日中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会（第 32 回）了承）」に基づき検討が行われた。グリホサートイソプロピルアミン塩のウサギを用いた発生毒性試験による無毒性量は 44 mg/kg 体重/日、最小毒性量は 133 mg/kg 体重/日であった。本検討会においては、グリホサートの他の原体を用いて実施された試験において認められた毒性所見、用量設定等を総合的に勘案し、食品安全委員会で設定されたグリホサートの無毒性量 100 mg/kg 体重/日を安全係数 100 で除した ADI 1 mg/kg 体重/日を水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定に活用することとされた。

会議及び会議資料の扱いについては、公開することにより企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあることから、検

討会開催要領に基づき非公開とすることとされた。

(以上)